

検査結果表

(第1第1項第6号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1	機械室					
(1)	機械室への経路及び点検口の戸					
(2)	点検用コンセント					
(3)	開閉器及び遮断器					
(4)	接触器、継電器及び運転制御用基板					
(5)	ヒューズ					
(6)	制御器 絶縁：電動機の回路 (300V以下・300V超) 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路		MΩ MΩ MΩ MΩ			
(7)	接地					
(8)	減速歯車					
(9)	綱車又は巻胴 綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、点検者が設定する要是正となる基準値 (mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定		mm			
(10)	軸受					
(11)	ブレーキ パッドの厚さ イ. 製造者が指定する要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、点検者が設定する要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) 制動力		右 mm 左 mm			
(12)	そらせ車					
(13)	電動機					
(14)	主索の緩み検出装置					
(15)	主索の巻過ぎ検出装置					
(16)	速度 定格速度 (m/min)		上昇 m/min 下降 m/min			
2	かご室					
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床					
(2)	積載量の標識					
(3)	搭乗禁止の標識					
(4)	かごの戸					

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の小荷物専用昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第6(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第6(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第6(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(6)「絶縁」には、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑫ 1(9)「綱車又は巻胴」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準を記入してください。また、右欄に検査で測定した寸法を記入し、綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ。」を○で囲んでください。
- ⑬ 1(11)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑭ 1(16)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑮ 3(1)「主索」の「径」には、最も摩耗した主索番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する比率を記入してください。
- ⑯ 3(1)「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当しないものを取消線で抹消してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。
- ⑰ 3(1)「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ⑱ 3(1)「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」欄及び「要是正の主索」欄は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑲ 6「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、6は削除して構いません。
- ⑳ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ㉑ 3(1)主索において最も摩耗及び摩損した主索として掲げたもの、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索及びブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、主索及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。